

秋田市公報

あきだ

第1161号

令和3年8月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

規 則

- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第23号） 2

告 示

- 道路の区域変更について（第205号） 2
○市道路線の認定について（第206号） 3
○道路の区域決定および供用開始について（第207号） 3
○令和3年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第208号） 3
○地籍調査事業の実施について（第209号） 9
○指定居宅サービス事業者の指定について（第210号） 9
○令和元年度および令和2年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納稅義務者用）の公示送達について（第211号） 10
○発令した避難指示の解除について（第212号） 10
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第213号） 10
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第214号） 10
○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第215号） 11
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第216号） 11
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第217号） 11
○令和3年度市民税・県民税納稅・納稅変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第218号） 11
○令和3年度固定資産税納稅通知書の公示送達について（第219号） 11
○令和2年度国民健康保険税納稅通知書の公示送達について（第220号） 11
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第221号） 11
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第222号） 12
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第223号） 12
○地縁による団体の認可について（第224号） 12
○功労者として待遇した者の氏名および事績の大要について（第225号） 12
○表彰した者の氏名および事績の大要について（第226号） 13
○秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について（第227号） 13

号) 14
○指定代理納付者の指定について（第228号） 14

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第229号） 15

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第230号） 15

○秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第231号） 15

○表彰した者の氏名および事績の概要について（第232号） 15

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第11号） 15
○教育委員会定例会の招集について（第12号） 15

選 管 告 示

- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について（第39号） 15
○令和3年4月4日執行の秋田市議會議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について（第40号） 16

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第7号） 16

上下水道局告示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第12号） 16

消防本部告示

- 秋田市火災予防条例に基づく必要な知識および技能を有する者の指定について（第3号） 16

公 告

- 市有地の売払いについて 17
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について 17
○予防接種法による定期予防接種について 20
○建築基準法による道路の指定について 20
○佐竹史料館改築基本計画策定業務委託の公募型プロポーザルの実施について 20
○令和3年7月18日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の届出のあった候補者について 21
○令和3年7月18日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙で投票を行わないことについて 22
○許可した開発行為に関する工事の完了について 22

○放置自転車等の撤去および保管について	22
○放置自転車等の撤去および保管について	22
○令和3年7月18日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地整理審議会委員選挙の当選人について	23
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	23
○農用地利用集積計画の策定について	23
○許可した開発行為に関する工事の完了について	23
○市有地の売払いについて	23

規則

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の4の(4)を削る。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の4の(4)を削る。

(老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第3条 老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の2の(4)を削る。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正)

第4条 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「579,901円」を「579,001円」に改め、同表の備考の1中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の8を削る。

別表第2の備考の6の(4)を削る。

(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第5条 母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の6を削る。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の3ただし書中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の4を次のように改める。

4 この表における「市町村民税非課税世帯」には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、

当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除くものとする。

別表第1の備考の6を次のように改める。

6 この表における「所得割の額のない世帯」には、市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除くものとする。

別表第1の備考の8を削り、同表の備考の9を同表の備考の8とする。

別表第2中「備考の9」を「備考の8」に改め、同表の備考の2中「および市町村民税が課されないこととなる者を含む」を「を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則、第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および第3条の規定による改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、令和3年度分の市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、令和2年度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市児童福祉法施行細則および母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第4条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則および第5条の規定による改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則の規定は、令和3年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、令和2年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正)

4 第6条の規定による改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、令和3年度分の市町村民税の額の計算に係る利用者負担額の額および徴収金額の算定から適用し、令和2年度分までの市町村民税の額の計算に係る利用者負担額の額および徴収金額の算定については、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	千秋久保田町山崎線	秋田市千秋久保田町3番15地先 秋田市千秋久保田町3番20地先	121.10	18.00 ~ 33.30
	新	千秋久保田町山崎線	秋田市千秋久保田町3番15地先 秋田市千秋久保田町3番20地先	121.10	18.00 ~ 33.30

2 区域変更および供用開始の期日

令和3年7月1日

3 縦覧期間

令和3年7月1日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
70632	堤台一丁目12号線	御所野堤台一丁目6番117地先	
		御所野堤台一丁目6番107地先	
70633	堤台一丁目自歩道線	御所野堤台一丁目6番127地先	
		御所野堤台一丁目6番128地先	

2 縦覧期間

令和3年7月1日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
70632	堤台一丁目12号線	御所野堤台一丁目6番117地先	196.20	6.00
		御所野堤台一丁目6番107地先		
70633	堤台一丁目自歩道線	御所野堤台一丁目6番127地先	25.90	4.00
		御所野堤台一丁目6番128地先		

2 縦覧期間

令和3年7月1日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第208号

令和3年6月29日の「令和3年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,959,869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,091,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正是、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,322,048	千円 758,491	千円 27,080,539

	2 国庫補助金	6,020,136	758,491	6,778,627
17 県支出金		11,385,431	76,476	11,461,907
	1 県負担金	6,380,209	3,750	6,383,959
	2 県補助金	4,278,388	72,726	4,351,114
20 繰入金		3,453,256	55,255	3,508,511
	2 基金繰入金	3,230,428	55,255	3,285,683
21 繰越金		795,412	529,005	1,324,417
	1 繰越金	795,412	529,005	1,324,417
22 諸収入		8,309,951	1,242	8,311,193
	5 雜入	1,107,503	1,242	1,108,745
23 市債		16,548,200	539,400	17,087,600
	1 市債	16,548,200	539,400	17,087,600
歳 入 合 計		141,131,350	1,959,869	143,091,219

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 675,792	千円 △19,372	千円 656,420
	1 議会費	675,792	△19,372	656,420
2 総務費		17,752,238	47,070	17,799,308
	1 総務管理費	15,618,736	31,221	15,649,957
	2 徴税費	1,063,507	6,017	1,069,524
	5 統計調査費	84,021	9,832	93,853
3 民生費		53,014,423	344,440	53,358,863
	1 社会福祉費	24,294,518	402	24,294,920
	2 児童福祉費	19,542,313	339,038	19,881,351
	5 災害救助費	1,050	5,000	6,050
4 衛生費		11,839,819	7,415	11,847,234
	2 保健所費	3,802,405	3,020	3,805,425

	7 母子衛生費	669,515	4,395	673,910
6 農林水産業費		3,353,221	53,264	3,406,485
	1 農業費	2,504,353	46,914	2,551,267
	3 林業費	323,457	6,350	329,807
7 商工費		9,905,501	233,714	10,139,215
	1 商工費	9,905,501	233,714	10,139,215
8 土木費		14,684,141	1,199,926	15,884,067
	2 道路橋りょう費	4,261,574	574,672	4,836,246
	3 河川費	311,823	114,000	425,823
	5 都市計画費	4,435,036	511,254	4,946,290
9 消防費		3,814,635	2,424	3,817,059
	1 消防費	3,814,635	2,424	3,817,059
10 教育費		11,994,229	90,988	12,085,217
	1 教育総務費	1,748,924	8,690	1,757,614
	2 小学校費	2,738,905	2,541	2,741,446
	3 中学校費	1,488,858	1,464	1,490,322
	6 社会教育費	2,487,776	70,293	2,558,069
	7 保健体育費	743,790	8,000	751,790
歳 出 合 計		141,131,350	1,959,869	143,091,219

第2表 継続費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	泉地区コミュニティセンター大規模改修事業	千円 268,147	令和3年度	千円
				令和4年度	268,147

(変 更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	秋田市民交流プラザ等修繕経費	千円 610,462	令和元年度	千円 59,020	千円 610,462	令和元年度	千円 59,020
				令和2年度	166,120		令和2年度	166,120

				令和3年度	199,517		令和3年度	218,156
				令和4年度	185,805		令和4年度	167,166

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市税等クレジットカード納付導入経費	令和3年度～令和4年度	千円 608
市税等口座振替オンライン申請導入経費	令和3年度～令和4年度	700
追分駅バリアフリー化設備整備事業費補助金	令和3年度～令和4年度	90,000

第4表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総務費	千円 3,087,600	千円 15,000	千円 3,102,600			
道路橋りょう費	1,218,400	487,700	1,706,100			
街路事業費	675,600	35,400	711,000			
公園整備費	47,600	1,300	48,900			
計	16,548,200	539,400	17,087,600			

令和3年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 31,271	千円 404	千円 31,675
	1 一般会計繰入金	31,271	404	31,675
歳 入 合 計		71,694	404	72,098

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 2,200	千円 404	千円 2,604

1 中央卸売市場施設整備費	2,200	404	2,604
歳出合計	71,694	404	72,098

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
中央卸売市場再整備基本構想策定経費	令和3年度～令和4年度	千円 807

令和3年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
 令和3年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,266千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 （債務負担行為）
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 83,115	千円 4,839	千円 87,954
	1 一般会計繰入金	83,115	4,839	87,954
歳入合計		393,427	4,839	398,266

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		千円 47,167	千円 4,839	千円 52,006
	1 地方卸売市場施設整備費	47,167	4,839	52,006
歳出合計		393,427	4,839	398,266

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
地方卸売市場再整備基本構想策定経費	令和3年度～令和4年度	千円 9,680

令和3年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）
 令和3年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,381,856千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。
 （債務負担行為）
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 81,156	千円 8,690	千円 89,846
	1 一般会計繰入金	81,156	8,690	89,846
歳 入 合 計		1,373,166	8,690	1,381,856

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,371,166	千円 8,690	千円 1,379,856
	1 総務管理費	1,371,166	8,690	1,379,856
歳 出 合 計		1,373,166	8,690	1,381,856

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費管理システム更新・運用経費	令和3年度～令和8年度	千円 59,005

令和3年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和3年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

39,933千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,649,991千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 6,896	千円 39,933	千円 46,829
	1 繰越金	6,896	39,933	46,829
歳 入 合 計		30,610,058	39,933	30,649,991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 6,951	千円 39,933	千円 46,884
	1 償還金及び還付加算金	6,951	39,933	46,884
歳 出 合 計		30,610,058	39,933	30,649,991

令和3年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和3年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(継 続 費)

第2条 令和3年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の款、項、事業名、総額、年度及び年割額を追加する。

款	項	事業名	総額	年	度	年割額
1	資本的	1 建設	仁井田	27,250,000	令和	—
	支 出	改良費	淨水場	千円	3 年度	千円
		等整備事業		令 和	55,000	
				4 年度	千円	
				令 和	354,000	
				5 年度	千円	
				令 和	5,886,000	
				6 年度	千円	

令 和	10,123,000
7 年度	千円
令 和	8,878,000
8 年度	千円
令 和	1,954,000
9 年度	千円

令和3年度秋田市一般会計補正予算(第6号)

令和3年度秋田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,186,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 27,080,539	千円 95,646	千円 27,176,185
	2 国庫補助金	6,778,627	95,646	6,874,273
歳 入 合 計		143,091,219	95,646	143,186,865

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 53,358,863	千円 24,486	千円 53,383,349
	1 社会福祉費	24,294,920	24,486	24,319,406
7 商工費		10,139,215	71,160	10,210,375
	1 商工費	10,139,215	71,160	10,210,375
歳 出 合 計		143,091,219	95,646	143,186,865

秋田市告示第209号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和2年度第3次補正予算（繰越）地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 事業計画が告示された年月日

令和3年6月29日 秋田県告示第379号

2 調査を実施するものの名称

秋田市

3 調査地区

(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市雄和平尾鳥字長瀧の一部

(2) 地籍測量・一筆地調査地区

秋田市雄和平尾鳥字長瀧の一部

秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部

4 調査期間

令和3年1月28日から令和4年3月25日まで

秋田市告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条の規定により告示する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所在地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社エ ニシア秋田	訪問介護え にしあ	秋田市広 面字蓮沼 21番地 1	令和3年 7月1日	訪問介護

秋田市告示第211号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

- (1) アギル アプリヤント（令和元年度、2年度分）
インドネシア共和国
- (2) アンディカ バグス プラタマ（令和2年度分）
インドネシア共和国
- (3) ザキ アブドウル アジズ イルヤス（令和2年度分）
インドネシア共和国

2 送達すべき書類の名称

- (1) 令和元年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
- (2) 令和2年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

秋田市告示第212号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和3年7月12日午後1時をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和3年7月12日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

令和3年7月12日午前1時20分

秋田市下新城笠岡字堰根	23世帯
秋田市下新城岩城字右馬之丞	25世帯
秋田市下新城岩城字上向	22世帯
秋田市下新城岩城字下向	59世帯
秋田市下新城岩城字楓ノ木	19世帯
秋田市下新城岩城字見済田	2世帯
秋田市下新城長岡字毛無谷地	296世帯
秋田市上新城五十丁字男鹿田	5世帯
秋田市上新城五十丁字大平	12世帯
合計463世帯	

秋田市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護

扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
訪問介護えにしあ	秋田市広面字蓮沼21番地 1	令和3年 7月1日

2 変更

事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
デイ・リハスポート 西部ワンズ ライフ	旧 秋田市川元小川町4番18号	令和3年 6月21日
	新 秋田市新屋大川町19番85号	
アースサポート 秋田	旧 秋田市広面字家ノ下98番地 3	令和3年 7月12日
	新 秋田市桜一丁目13番7号	

3 休止

事業所名称	所 在 地	休 止 年月日
福祉用具べんざいてん	秋田市添川字境内川原166番地 8	令和3年 7月15日
ニコニコ介護支援センター	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地 1	令和3年 7月31日

4 廃止

事業所名称	所 在 地	廢 止 年月日
春風ケアプラン 秋田	秋田市中通六丁目14番7号 石田アパート1階	令和3年 7月31日

秋田市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
調剤薬局ツルハ ドラッグ秋田川尻店	秋田市川尻御休町5番27号	令和3年 7月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ほどの矯正デンタルケアクリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号 2階	令和3年4月30日

秋田市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月13日

秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
打川 亨	TEATE	秋田市泉三嶽根14番36号	令和3年7月15日

秋田市告示第216号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年7月14日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
143	佐野薬局保戸野千代田町店	秋田市保戸野千代田町14番7号 エンプレス泉1階	令和3年9月1日

秋田市告示第218号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受ける

べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり

- 2 送達すべき書類の名称

令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第219号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名

納税義務者住所	納税義務者氏名
秋田市太平八田字八田99番地	鎌田 勝三郎
山梨県南アルプス市西南湖1155番地1 工 スペランサ コメッサ205号室	酒井 保子

- 2 送達する書類

令和3年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第220号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第221号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
横山直弘	秋田往診クリニック	内科 外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
横山達也	秋田厚生医療センター	呼吸器内科	呼吸器機能障害

藤 橋 敬 英	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	循環器内 科	心臓機能障害
濱 崎 亮	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	脳神経外 科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機 能障害 肢体不自由

秋田市告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関の名称	所 在 地	更 新 年月日
142	金星堂薬局	秋田市南ヶ丘二丁目9 番1号	令和3年 8月1日

秋田市告示第223号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和3年6月7日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年7月16日から令和4年1月16日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

野田町内会

2 規約に定める目的

本会は、野田町民の安定と向上のため秩序ある会の運営を図り、次の事業を行うこととする。

- (1) 会員相互の親睦を図り発展のために関する事項
- (2) 関係機関との連携協調に関する事項
- (3) 公民館の維持管理に関する事項
- (4) 清掃、美化等の環境整備に関する事項
- (5) その他必要な事項

3 区域

本会の区域は、秋田市太平山谷字野田15番地から208番地まで、秋田市太平山谷字横道14番地および秋田市太平山谷字大沢176番地2の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市太平山谷字野田93番地に置く。

5 代表者の氏名および住所

佐 藤 博 英

秋田市太平山谷字野田39番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第260条の2の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和3年7月19日

秋田市告示第225号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和3年7月19日

秋田市長 穂 積 志

第533号 藤 原 賢 一 秋田市檜山

長年にわたり秋田市竿燈会の役員として、若手の技術向上や後継者育成に尽力されたほか、国内外に対する竿燈の魅力発信に寄与されるなど、本市伝統文化の保存・振興に大きく貢献した。

第534号 船 木 耕太郎 秋田市添川

長年にわたり農業協同組合役員として、本市農業の生産力の増進および農業者の経済的社会的地位の向上の実現に尽力されるなど、本市農業・農村の振興発展に大きく貢献した。

秋田市告示第226号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和3年7月19日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権思想普及高揚および人権啓発活動の推進に尽力し市勢の発展に貢献した。

浅野 進

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

松橋 定夫

白土 一夫

工藤 宗一

宮本 弘樹

加賀谷 秋雄

小野寺 多嘉雄

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献するとともに生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

石塚 小枝子

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

今野 久夫

嵯峨 正利

長年にわたり秋田市交通安全母の会連絡協議会の要職を務め交通安全意識の高揚と交通事故の防止に尽力し交通安全の推進に貢献した。

渡辺 京子

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

赤坂 英将

池田 實

佐々木 重雄

津谷 由紀子

相場 和志

工藤 裕紀

鈴木 正志

菅原 文夫

木村 正美

鈴木 健

大竹 潤

小松 淳

鎧屋 公平

瀧田 純一

前川 清

小野 直茂

舟木 忠

佐藤 賢治

高橋 金市

細谷 義次

佐藤 久

三浦 繁榮

三浦 吉壽

寺門 文夫

加藤 重男
松渕 稔
細部 吉光
菊地 峰生
藤原 康晴
松田 芳隆

長年にわたり秋田市消費者協会役員のほか各種審議会委員として職務に精励し本市公共・公益の増進に貢献した。

永田 佳子

長年にわたり秋田市介護給付費等の支給に関する審査会委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

村井 順
藤田 久美子

長年にわたりボランティア活動に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

ごりらクラブ

秋田県立中央公園「ダリア俱楽部」
びーらぶ秋田
河辺雄和商工会女性部

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

齊藤 勝
加藤 長二郎
加藤 俊悦

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

佐藤 敬一
玉山 子
門脇 宏子
工藤 忠三
広瀬 保
藤澤 康之
澤田 久
坂口 之
佐藤 昭一
佐藤 一男
大沢 和明
國安 雄弘
佐藤 貞一
佐藤 明雄
佐藤 賢一
佐藤 賢
佐藤 一
佐藤 照子
佐藤 一
佐藤 光子
大野 トシ子
加藤 裕子
瀧澤 文雄
加賀谷 敏春
安田 由美子
阿部 恒夫
船木 孝治
門間 テル子
渡邊 慶治
浅野 秀子
鈴木 千代吉

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会

福祉の向上に貢献するとともに児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

佐藤 登

長年にわたり地域保健推進員会会長として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

黒崎 義雄

長谷川 瑞子

山田 昇

長年にわたり廃棄物減量等推進審議会委員として廃棄物の減量等に係る施策の具体化に努め本市環境行政の推進に貢献した。

佐々木 文勝

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

熊谷 晴男

小林 一三

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

阿部 留壽

長年にわたり文化財保護審議会委員として文化財の保護保存に尽力し本市文化の振興に貢献した。

金 清一郎

澤田 享

長年にわたり文化振興審議会委員として芸術分野の調査・審議に尽力し本市文化の振興に貢献した。

四反田 素幸

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

佐藤 弘子

渡部 賴子

佐々木 喜代子

遠藤 明子

武藤 美夜子

黒木 勝美

高橋 政子

小野 豊

大山 博子

村越 美幸

熊谷 恵子

加藤 薫

岩渕 則文

辻 匡人

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

下田 良子

佐々木 美紀子

藤田 榮子

和田 悅子

渡部 直子

原田 順子

最上 誠子

本橋 和代

庄司 節子

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

根田 貞子

小林 公
中村 宏
常盤 誠
佐々木 孝
伊藤 和子
相原 律子
佐々木 政志
塚田 治誠
蛭田 聰聰
乙供 美香
小田原 里子
塚田 朋子
杉澤 裕子
佐藤 美智子
安藤 實子
佐々木 妙子
齊藤 和子
大友 昌子

長年にわたり秋田市旅館建築審議会委員として本市建築行政の発展に貢献した。

小林 晴樹

長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

赤根谷 光昭

小野 尊尚

嘉藤 一司

長年にわたり他の模範となって自主的な防災活動や防災知識の普及啓発活動に精励し本市の地域防災の向上に貢献した。

大住地区自主防災連絡協議会

秋田市告示第227号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月27日

秋田市長 穂積志

1 収納事務を委託した歳入

秋田市ふるさと応援寄附金

2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名 称	所 在 地	委 托 期 间
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	令和3年7月27日から 令和4年3月31日まで

秋田市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月27日

秋田市長 穂積志

1 指定代理納付者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定代理納付者の名称、所在地および指定した年月日

名称	所在地	指定した年月日
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	令和3年7月27日

秋田市告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年7月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
27	すばる薬局	秋田市土崎港中央六丁目2番1号	渡部淳子	令和3年8月1日

秋田市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年7月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
246	すばる薬局	秋田市土崎港中央六丁目2番1号	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社 代表取締役 市谷文吾	令和3年8月2日

秋田市告示第231号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田県秋田市山王臨海町1番1号
株式会社秋田魁新報社
代表取締役社長 佐川博之

秋田市告示第232号

令和3年7月27日に秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則(昭和58年秋田市規則第11号)第8条第2項の規定により告示する。

令和3年7月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

森合紅華

卓越した技術により「雁塔聖教序」を発表し、書道の魅力を広く伝えるなど、本市文化の振興に貢献した。

加藤隆子

勝平得之の研究に努め「勝平得之 創作版画の世界」を発表し、得之のふるさと秋田への思いを伝え語り継ぐなど、本市文化の振興に貢献した。

教委告示**秋田市教委告示第11号**

令和3年7月16日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和3年7月13日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉

秋田市教委告示第12号

令和3年7月29日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年7月21日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉

付議案件

- 1 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件
- 2 令和4年度使用秋田市立中学校教科用図書「社会科(歴史的分野)」の採択に関する件
- 3 令和4年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 4 令和4年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 5 令和4年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

選管告示**秋田市選管告示第39号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定に基づき、令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

令和3年7月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古谷薰

1 選挙の種類

令和3年4月4日執行 秋田市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

候補者1人につき 18,600,000円

3 報告書の要旨

別紙(省略)のとおり

秋市選管告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

令和3年7月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の種類
令和3年4月4日執行 秋田市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
候補者1人につき 5,860,700円
- 3 報告書の要旨
別紙（省略）のとおり

農委告示**秋田市農委告示第7号**

令和3年7月20日午後1時雄和市民サービスセンター洋室3・4に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年7月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和3年度第4号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

上下水道局告示**秋田市上下水道局告示第12号**

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根 男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
令和3年7月26日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式（一部合流式を含む。）
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間

令和3年7月7日から同月21日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

消防本部告示**秋田市消防本部告示第3号**

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号および第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識および技能を有する者を次のように指定する。

令和3年7月6日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

- 1 秋田市火災予防条例（以下「条例」という。）第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2および第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。
 - (1) 液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者
 - ア 一般社団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条および第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）
 - (2) 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者
- 2 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項および第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項および第3項、第13条第2項および第4項、第14条第2項、第15条第2項ならびに第16項第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。
 - (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者。条例第12条第2項および第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
 - (4) 一般社団法人日本電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者。条例第13条第2項および第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
 - (5) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者。条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
 - 3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識および技能を

有する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検および整備に関しこれと同等以上の知識および技能を有する者とする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 「必要な知識および技能を有する者」の指定（平成17年秋田市消防本部告示第2号）は、廃止する。

公 告**秋田市公告**

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	面 積	最 低 入札価格
1	秋田市桜ガ丘三丁目107番1ほか2筆	宅地ほか	2,668.63m ²	22,511,000円
2	秋田市寺内後城355番	雑種地	137.84m ²	3,474,000円
3	秋田市寺内後城356番	雑種地	273.21m ²	6,885,000円
4	秋田市寺内後城358番	雑種地	504.24m ²	12,052,000円
5	秋田市御野場六丁目1番11	雑種地	312.91m ²	6,086,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 第2委員会室

(2) 入札

令和3年8月6日（金）午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

(1) 秋田市御野場六丁目1番11

ア 日時

令和3年7月21日（水）午前9時30分から

イ 集合場所

現地

(2) 秋田市桜ガ丘三丁目107番1ほか2筆

ア 日時

令和3年7月21日（水）午前11時から

イ 集合場所

現地

(3) 秋田市寺内後城355番、356番および358番

ア 日時

令和3年7月21日（水）午後2時から

イ 集合場所

現地

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

令和3年7月1日

秋田市長 穂 積 志

(別紙)

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

閲覧年月日	請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
令和2年 6月19日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数および住民数を確認するため		金足鳩崎字鳩崎2番地から27番地1まで、金足鳩崎字細首7番地、金足鳩崎字三千刈2番地から4番地8まで、金足鳩崎字石神1番地から93番地2まで、金足鳩崎字家ノ前36番地から63番地2までおよび金足鳩崎字後山39番地から43番地まで
令和2年 9月16日	秋田県県民生活課	第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画策定に係るアンケート調査	全年齢の男女	茨島、旭川、豊岩、大住、将軍野東および雄和
令和2年 11月17日 18日 19日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必要なため	平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた日本人の男女	秋田市全域

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
令和2年 5月12日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成16年6月末日までに生まれた16歳以上の日本人の男女	桜ガ丘
令和2年 5月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成12年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	外旭川
令和2年 6月9日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成16年4月1日以前に生まれた16歳以上の男女	檜山共和町および御野場新町一丁目から三丁目まで
令和2年 6月16日	(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	旅行・観光消費動向調査	全年齢の男女	手形山北町、手形山東町、手形山西町、手形山南町および手形山中町
令和2年 6月23日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2020年新聞およびWeb利用に関する総合調査	平成17年8月末日までに生まれた満15歳以上の日本人の男女	新屋田尻沢中町
令和2年 7月8日 9日	(一社)輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信利用動向調査	平成12年4月1日以前に生まれた20歳以上の世帯主	秋田市全域
令和2年 8月6日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恒久	消費動向調査	世帯主	泉釜ノ町、泉三嶽根、泉一ノ坪および泉馬場
令和2年 8月19日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	食生活に関する世論調査	満18歳以上の日本人の男女	新屋日吉町

令和2年 8月25日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	平成12年10月31日までに生まれた20歳以上の男女	外旭川
令和2年 8月27日	(株)RJCリサーチ 代表取締役 守住 邦明	ギャンブル等依存症実態把握 調査	昭和21年1月1日から平成14年8月31日までに生まれた18歳から74歳までの日本人の男女	太平八田および太平目長崎
令和2年 9月1日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	公共交通機関利用時の配慮に関する世論調査	平成14年9月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	檜山愛宕下
令和2年 9月15日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	平成14年10月末日までに生まれた18歳以上の男女	牛島東
令和2年 9月29日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	平成16年4月1日以前に生まれた16歳以上の男女	茨島二丁目、茨島四丁目、新屋朝日町および仁井田新田二丁目から三丁目まで
令和2年 9月30日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	地域社会の暮らしに関する世論調査	平成14年9月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	金足岩瀬および金足堀内
令和2年 10月13日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	気候変動に関する世論調査	平成14年10月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	仁井田福島
令和2年 10月14日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度土地問題に関する国民の意識調査	平成12年10月末日までに生まれた満20歳以上の日本人の男女	新屋栗田町
令和2年 10月15日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和2年度消費者意識基本調査	平成17年10月31日以前に生まれた15歳以上の日本人の男女	将軍野東一丁目3番から
令和2年 10月16日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	テレビ・インターネット動画に関する調査	平成19年10月31日までに生まれた13歳以上の男女	泉北三丁目
令和2年 10月20日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成14年11月2日から令和2年11月1日までに生まれた0歳以上17歳以下の男女	外旭川八柳二丁目から三丁目まで
令和2年 10月20日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第4回家計と貯蓄に関する調査	平成12年11月1日までに生まれた20歳以上の男女	土崎港北三丁目
令和2年 11月5日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査	平成14年11月末日までに生まれた満18歳以上の日本人の男女	東通観音前
令和2年 11月5日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度食育に関する意識調査	平成12年11月末日までに生まれた満20歳以上の日本人の男女	御野場新町
令和2年 11月10日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしについての調査	昭和6年1月1日から平成12年12月31日までに生まれた20歳以上89歳以下の日本人の男女	仁井田本町

令和2年 11月11日	(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 小田切 俊夫	令和3年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	昭和6年4月2日から平成13年 4月1日までに生まれた男女	桜ガ丘三丁目
令和2年 12月11日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第9回高齢者の生活と意識に 関する国際比較調査	昭和35年10月1日までに生ま れた60歳以上の男女	寺内油田一丁目から三丁 目までおよび寺内堂ノ沢 一丁目
令和3年 1月14日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	2021年3月東京オリンピック・ パラリンピックに関する世論 調査	平成13年12月末日までに生ま れた満20歳以上の日本人の男女	新屋扇町
令和3年 2月9日	(一社)新情報センター 事務局長 山本 恒久	家計消費状況調査	平成17年4月1日以前に生ま れた16歳以上の男女	新屋松美町、新屋松美ガ 丘南町、大住一丁目から 二丁目までおよび土崎港 相染町
令和3年 2月10日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度国語に関する世論 調査	平成17年2月末日までに生ま れた満16歳以上の日本人の男女	新屋町
令和3年 2月16日	泉・緑の会 会長 遠藤 鈴一	梅の苗木贈呈のため	令和2年1月から12月までに生 まれた男女	泉小学校学区
令和3年 2月19日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	平成13年4月30日までに生ま れた20歳以上の男女	新屋比内町および新屋日 吉町
令和3年 3月2日	(一社)中央調査社 会長 境 克彦	2021年全国放送サービス接触 動向調査	平成26年12月末日までに生ま れた7歳以上の日本人の男女	川尻大川町

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1（省略）のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類
別表2（省略）のとおり

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和3年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名

秋田市四ツ小屋字中野128番地

堀 井 薫

- 2 道路位置指定箇所

秋田市四ツ小屋字中野36番1

- 3 道路幅員
5.01メートル
- 4 道路延長
52.88メートル
- 5 指定年月日および番号
令和3年7月5日 第1号

秋田市公告

佐竹史料館改築基本計画策定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年7月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
佐竹史料館改築基本計画策定業務委託
 - (2) 業務内容
別紙「佐竹史料館改築基本計画策定業務委託仕様書」（省略）（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 業務期間
契約締結の日から令和4年3月25日までとする。
 - (4) 業務規模
本業務に関する費用は、41,228,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
 - (5) 設計業務の委託契約に関する随意契約予定
本業務に直接関連する他の設計業務（基本設計および実施

<p>設計業務)の委託契約を本業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定である。したがって、本業務は、随意契約予定の基本設計および実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募するものである。</p> <p>ただし、本業務が適正に執行されないとき(市の指示に従わないとき、仕様書に求めている成果品が得られないときなど)又は事業の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りでない。</p>	<p>4 の(1)に同じ ウ 提出方法 持参(土曜日および日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送によること。</p>
<p>2 参加資格 本プロポーザルに参加する者(以下「参加表明者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p>	<p>(4) 企画提案書の提出 ア 提出期限 令和3年8月26日(木)午後5時 イ 提出場所 4 の(1)に同じ ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送によること。</p>
<p>(1) 秋田市内に本社を有し、本市の建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限において、本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>(4) 参加表明書の提出日において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録があること。</p> <p>(5) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を3人以上有し、その中から本業務に一級建築士の管理技術者および建築担当主任技術者を配置できること。</p> <p>(6) 常勤職員を5人以上有すること。</p> <p>(7) 過去に博物館、美術館等の文化施設の新築、改築工事に関する建築設計の元請として受託し、業務を完了した実績を有すること。又は延べ床面積1,500m²以上の公共建物の新築、改築工事の建築設計の元請実績があること。</p>	<p>5 参加表明書および企画提案書の審査等 (1) 参加表明書の審査 佐竹史料館改築基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類審査を行い、参加表明書を提出した者のうちから、企画提案書を提出することができる者の選定を行う。</p>
<p>3 連携協力事業者に関する要件 (1) 参加表明者は、本業務を遂行するに当たって、展示計画に関し、業務の完了まで継続的に連携し協力を得られる事業者(以下「連携協力事業者」という。)1者と連携すること。</p> <p>(2) 連携協力事業者は、上記2(2)および(3)の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(3) 連携協力事業者は、過去に博物館又は博物館類似施設の展示設計の元請として受託し、業務を完了した実績を有すること。</p> <p>(4) 連携協力事業者は、参加表明者1者のみと連携し、複数の参加表明者の連携協力事業者となることは認めない。</p>	<p>(2) 企画提案書の審査 審査委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、実施要領別添の評価基準表に基づき、評価点が最も高い企画提案1件と次点の企画提案1件を特定する。</p> <p>6 その他 (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とする。 (2) 提出された参加表明書および企画提案書は返却しない。 (3) 提出期限以降における参加表明書および企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。 (4) 企画提案書に記載された配置予定技術者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。 (5) 提出された参加表明書および企画提案書は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。 (6) 提出された書類等は、審査に必要な範囲で複製を作成できるものとする。 (7) 採用された企画提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。 (8) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)に基づく公文書開示請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。 (9) 審査結果についても異議申立ては受理しない。 (10) 市は、受託者選定後、特定した受託者の企画提案の内容に拘束されないものとする。 (11) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。 (12) 手続において使用する言語は、日本語とする。 (13) 現地説明会は開催しない。 なお、現地の見学を行う場合は、事前予約の上、来館者に迷惑がかからないよう十分注意すること。</p>
<p>4 手続等 (1) 担当事務局 〒010-0876 秋田市千秋公園1番4号 秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館 電話: 018-832-7892、FAX: 018-832-9524 E-mail: ro-edst@city.akita.lg.jp (2) 各種関係資料の交付 各種関係資料は、秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館ホームページからの入手を原則とする。また、担当事務局においても希望者には直接交付する(直接交付は、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。) (3) 参加表明書の提出 ア 提出期限 令和3年7月19日(月)午後5時 イ 提出場所</p>	<p>秋田市公告 令和3年7月18日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定によ</p>

り公告する。

令和3年7月12日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
武田 忠	秋田市手形字西谷地53番地5
石川 昭作	秋田市手形字十七流108番地5
伊藤 玲子	秋田市手形字山崎163番地3
日景 俊克	秋田市手形字十七流124番地3
岡部 勇作	秋田市手形字山崎31番地4
佐良土 豊	秋田市柳田字境田110番地
大竹 ゆみ子	秋田市手形字西谷地203番地1

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
杉田 勇雄	秋田市手形字山崎179番地1

秋田市公告

令和3年7月18日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないで、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

令和3年7月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年2月16日付け秋田市指令第1048号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年7月15日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市土崎港相染町字沖谷地89番、90番、91番、92番および93番

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市御所野堤台二丁目6番地105

株式会社アクネス不動産

代表取締役 下間俊悦

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和3年7月16日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数(72台)

ア 追分駅前自転車等駐車場 16台

イ 上飯島駅自転車等駐車場 3台

ウ 土崎図書館前自転車等駐車場 4台

エ 土崎駅前自転車等駐車場 13台

オ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 14台

カ 新屋駅前自転車等駐車場 6台

キ 牛島駅西自転車等駐車場 1台

ク 秋田駅東自転車等駐車場 4台

ケ アトリオン広場地下自転車駐車場 11台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和3年6月28日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年7月16日から令和4年1月16日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和3年7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車

(1) 放置されていた場所および台数(7台)

ア 第1駐輪場 2台

イ 第2駐輪場 2台

ウ 第3駐輪場 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和3年7月14日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎4階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年7月19日から同年10月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後3か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部財産管理活用課 電話 018-888-5439

秋田市公告

令和3年7月18日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

令和3年7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有権者から選挙される委員の当選人

氏名	住所
武田 忠	秋田市手形字西谷地53番地5
石川 昭作	秋田市手形字十七流108番地5
伊藤 玲子	秋田市手形字山崎163番地3
日景 俊克	秋田市手形字十七流124番地3
岡部 勇作	秋田市手形字山崎31番地4
佐良土 豊	秋田市柳田字境田110番地
大竹 ゆみ子	秋田市手形字西谷地203番地1

2 宅地の借地権者から選挙される委員の当選人

氏名	住所
杉田 勇雄	秋田市手形字山崎179番地1

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年7月26日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

名称 株式会社コメリ
代表取締役 棒 雄一郎
所在地 新潟県新潟市南区清水4501番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 コメリ PRO 泉店
所在地 秋田市泉北二丁目3番51号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称
変更前 コメリハード&グリーン泉店
変更後 コメリ PRO 泉店

(4) 変更年月日

令和3年7月15日

(5) 変更理由

名称を変更したため

2 届出年月日

令和3年7月20日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和3年7月26日から同年11月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年3月10日付け秋田市指令第2099号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年7月29日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市山王沼田町6番および7番

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市山王五丁目9番31号
株式会社サンワ
代表取締役 宮 田 謙

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年7月30日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市仁井田字新中島1026番2ほか 1筆	宅地	302.10m ²	7,402,000円

2	秋田市豊岩石田坂 字九十田117番1	宅地	165.20m ²	3,205,000円
---	-----------------------	----	----------------------	------------

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 会議室5-A

(2) 入札

令和3年9月3日（金）午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札

入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する

納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市仁井田字新中島1026番2ほか1筆
 - ア 日時
令和3年8月18日（水）午前9時30分から
 - イ 集合場所
現地
- (2) 秋田市豊岩石田坂字九十田117番1
 - ア 日時
令和3年8月18日（水）午前11時から
 - イ 集合場所
現地